

公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱<抜粋>

第3 公開の手続

- 3 協会は、次の各号のいずれかに該当する情報が記載されている文書等を除き、開示するものとする。
- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示することができないとされている情報
 - (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。但し、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報
 - イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名
 - (ア) 協会の職員
 - (イ) 国家公務員及び地方公務員
 - (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人及び同令第140条の7第1項に規定する法人の役員
 - (3) 法人その他の団体（協会等並びに国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。但し、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずる恐れのある情報
 - (5) 協会又は国若しくは地方公共団体その他の公共団体（以下、「国等」という。）が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの。
 - ア 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他すべての事務事業若しくは将来の同様の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの
 - イ 協会内部又は協会と国等相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるおそれがあるもの
 - ウ 国等からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、協会と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの
 - (6) 協会の要請を受けて、開示しないとの約束の下に、個人又は他の法人等から協会へ提供された情報であって、開示することにより当該個人又は法人等、当該協会との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが認められるもの。但し、当該情報が一般的に公表されないものであること等、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められる場合に限る。
- 4 協会は、文書等が上記「3」のいずれかに該当する情報を記録した部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、文書等の開示の申請の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該その他の部分については開示しなければならない。